

栃木県環境負荷低減事業活動実施計画認定について

令和5（2023）年6月5日 経営技術課 グリーン農業推進担当

1 趣旨

農業者の環境への負荷を低減させる取組を促進するため、みどりの食料システム法*第19条第1項に基づき、農業者の取組計画を県が認定する手続を規定するもの。

※環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律

2 環境負荷低減事業活動

農業者の所得の維持・向上につながる「グリーン農業推進方針」（県基本計画）で定める事業活動

(1) 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う事業活動

土壌診断に基づく施肥及び堆肥の施用、有機農業の取組等

(2) 温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動

省エネ設備の導入、水田及び畜産由来のメタンガス等の排出抑制対策等

(3) その他農林水産大臣が定める事業活動

生物多様性の維持、マイクロプラスチックの排出削減、バイオ炭の施用等

3 計画の種類

(1) 環境負荷低減事業活動実施計画

「環境負荷低減事業活動」を農業者又は、農業者の組織する団体単位で行う計画

(2) 特定環境負荷低減事業活動実施計画

市町が設定した特定区域内で「環境負荷低減事業活動」を2名以上で行う計画

4 支援措置

- ・農業改良資金等の償還期間の延長等の特例措置（償還期間の延長）
 - ・環境負荷の低減に必要な機械・施設等を導入した場合、税制特例（令和5（2023）年度末まで）
 - ・みどりの食料システム戦略交付金申請時、評価ポイントを加算可能
 - ・特定区域内事業活動の場合、農地転用の許可や補助金等交付財産の目的外使用の承認等の手続のワンストップ化※
- ※「特定環境負荷低減事業活動実施計画」提出時に、各申請手続を一括して実施可能

5 認定窓口

各農業振興事務所経営普及部